

平成29年白老町議会定例会5月会議会議録（第1号）

平成29年 5月31日（水曜日）

開 議 午前10時11分

散 会 午前11時11分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第1号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 5 議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 報告第1号 専決処分の報告について

（平成28年度白老町一般会計補正予算（第14号））

第 7 報告第2号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

第 8 議会運営委員会の審査報告について

陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する
陳情書

○会議に付した事件

議案第1号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

（平成28年度白老町一般会計補正予算（第14号））

報告第2号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

議会運営委員会の審査結果報告について

○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君

13番 前田博之君

14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9番 及川保君

10番 本間広朗君

11番 西田祐子君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教育	長	安藤尚志君
総務課	長	岡村幸男君
財政課	長	大黒克己君
企画課	長	高尾利弘君
象徴空間整備統括監		笠巻周一郎君
経済振興課	長	森玉樹君
農林水産課	長	本間力君
生活環境課	長	山本康正君
町民課	長	畑田正明君
税務課	長	久保雅計君
上下水道課	長	工藤智寿君
建設課	長	小関雄司君
健康福祉課	長	下河勇生君
高齢者介護課	長	田尻康子君
学校教育課	長	岩本寿彦君
生涯学習課	長	武永真君
消防	長	越前寿君
病院事務	長	野宮淳史君

○説明のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋裕明君
主査		増田宏仁君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、5月31日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会5月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時11分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員、11番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成29年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成29年定例会5月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、平成29年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算1件、条例の一部改正1件の議案2件と専決処分の報告2件であります。担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また議会関係としては、委員会報告1件が予定されております。

これらのことから5月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成29年白老町議会定例会5月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに3月25日、しらおいコミュニティセンターで開催した「第2回多文化共生社会シンポジウム」についてであります。

本事業は、地方創生加速化交付金による多文化共生人材育成事業の一つとして昨年に引き続き実施したものであります。

第2回目となる今回は、白老の食文化を発見・活用する手料理のふるまいや、アイヌ刺繍を施し多文化共生を表現する巨大パッチワークの披露、町民と町職員の協働による「町民の暮らし、食、アイヌ文化などのあるもの探し」の調査報告など、多文化共生の実践活動として準備段階から多くの町民に参画いただきながら取り組んだ事業であります。

このほか、水俣資料館語り部の杉本馨氏による講話「ここに生きる希望と母の教え～つらいときこそわらわんば」、地元学ネットワーク主宰の吉本哲郎氏による講演「地域の個性を把握すること」なども行われ、約320名の参加のもと、お互いを尊重し、誰もが活躍できる「多文化共生のまちづくり」について認識を深めたところであります。

次に、町営住宅はまなす団地入居者の移転についてであります。

これまで、はまなす団地につきましては、台風や高波などの災害時には安全確保のため避難対応を取ってもらうなど入居者には不安や不便をおかけしておりました。

このため、他の住宅への移転に係る協議を行いまして、このたび4世帯6名の全入居者から了承が得られ移転が決定したものであります。

移転先につきましては、全世帯とも日の出団地に入居することとなり、安全な生活確保のため6月末までの移転完了に向けて引き続き準備を進めるとともに、今後さらなる防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、大型客船「ばしふいっく びいなす」の白老港第3商港区への寄港についてであります。

去る5月11日、苫小牧港管理組合との連携により、日本クルーズ客船株式会社が運航する「ばしふいっく びいなす」の入港が実現し、乗船客352人、乗員197名が来町しました。

当日はあいにくの小雨模様ではありましたが、岸壁において歓迎セレモニーを開催したほか、象徴空間PR、アイヌ工芸品等の土産品販売、特産品の試食、さらには胆振管内観光地の周遊や、白老町オリジナルバスツアーも好評をいただき、本町の魅力を存分に発信できたと考えております。

出港セレモニーでは、平岸天神によるよさこい披露、アイヌ儀式による航海安全の祈りを実

施し、来場いただいた約 300 名の町民が船出を見送りました。

このたびの寄港を契機として、2020 年の国立アイヌ民族博物館の開設を見据え、今後においても観光誘客と連携したクルーズ船誘致を推進し、港の利用促進に努力してまいります。

なお、本 5 月会議には、議案 2 件、報告 2 件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 以上で行政報告を終わります。

◎議案第 1 号 平成 29 年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 1 号 平成 29 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議 1－1 をお開きください。議案第 1 号 平成 29 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 29 年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,420 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 7,540 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 5 月 31 日提出。白老町長。

今回の補正につきましては、平成 28 年度の国民健康保険事業特別会計の収支決算見込みにおいて収支不足になることが明らかになったことから、この収支不足を地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年度予算から繰り上げ充用するものであります。

それでは 2 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出とも記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に 6 ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

13 款繰上充用金、1 項繰上充用金、1 目繰上充用金、前年度繰上充用金 2,420 万円の計上でございます。内容としましては、27 年度決算における累積赤字額は 1 億 1,347 万 8,000 円でありましたが、28 年度の単年度収支では 8,927 万 8,000 円の黒字となる見込みであります。したがって累積赤字 1 億 1,347 万 8,000 円から、単年度黒字 8,927 万 8,000 円を差し引いた 2,420 万円が 28 年度の赤字決算額と見込まれることから、歳入不足を補てんするため繰上充用金として今回補正計上するものでございます。

続きまして 4 ページにお戻りください。歳入を説明させていただきます。2 款国庫支出金、

2項国庫補助金、1目財政調整交付金2,420万円の増額補正でございます。歳出でご説明いたしました繰上充用金2,420万円の財源として、財政調整交付金をもって充てるものであります。

以上で説明終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年5月31日提出。白老町長。

次に附則でございます。

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

2 新条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして議2-2をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことから、本条例の一部を改正するものでありま

す。

次に新旧対照表でございます。第 19 条の改正内容につきましては、次ページの議案第 2 号説明資料によりご説明いたします。このたびの改正内容につきましては、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充でございます。国民健康保険税については、加入世帯の総所得に応じて 7 割、5 割、2 割の軽減を受けることができますが、今回の改正により 5 割と 2 割の軽減について、軽減の基準所得額を引き上げることで軽減対象の拡充を図るものでございます。7 割軽減については改正ございませんが、5 割軽減の拡充につきましては被保険者 1 人につき加算額を 26 万 5,000 円から 27 万円に 5,000 円増加することにより、軽減対象となる所得基準額が引き上がるものでございます。2 割軽減の拡充につきましては、被保険者 1 人につき加算額を 48 万円から 49 万円に 1 万円増額することにより、軽減対象となる所得基準額が引き上がるものでございます。以上のような内容により改正するものでございます。

次に、対象世帯・影響額についてご説明いたします。改正後の対象世帯、保険税軽減の影響見込み額につきましては、平成 28 年度当初付加時点のデータをもとに試算したところ、世帯数で 28 世帯の増、軽減額は 63 万 6,000 円の増額となりました。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に改正前と改正後を比較して、軽減判定所得の計算例、2 例について簡単にご説明いたします。例 1 では夫婦 2 人世帯、世帯の総所得金額が 87 万円で、現行であれば 2 割軽減の対象が改正後は 5 割軽減の対象となるものでございます。例 2 では夫婦 2 人世帯、世帯の総所得金額 130 万円で現行では軽減対象外でしたが、改正後は 2 割軽減の対象となるものでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月31日提出。白老町長。

記。（4）会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際し歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決。白老町長。

平成28年度白老町一般会計補正予算（第14号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第14号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,255万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、1歳入、次のページ、2歳出につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工振興費、特産品PR事業、補正額ゼロ、財源振替でございます。本年2月及び3月に581万6,000円のふるさと納税の指定寄附があったことから、このうち209万5,000円を本事業に充当することとし、同額一般財源を減額するものであります。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金291万1,000円の増額補正であります。指定寄附金から経費充当分を除いた金額をふるさとGENKI応援寄附金基金に積み立てるものでございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。

1款町税、1項2目法人、現年課税分290万5,000円の減額補正でございます。このたびの

指定寄附金の増額補正により特産PR事業の財源を振りかえたことから、定例会3月会議において一般会計補正予算(第13号)により増額補正した法人町民税から一部を減額するものでございます。

18款寄付金、1項1目寄付金につきましては、先ほどご説明しました指定寄附金、ふるさと納税資金581万6,000円を増額計上するものであります。

今回の補正に関連しまして、報告第1号参考資料ということで議員の皆様にお配りしております、平成28年度ふるさとGENKI応援寄附金の実績について報告をさせていただきたいと思っております。

まず左側の寄附金からでございますが、合計のふるさと納税寄附金は48,929件の5億8,958万円ということになってございます。その内訳としましては、指定寄附金が14,435件の1億7,675万2,750円、一般寄附金は34,494件の4億1,282万7,250円ということで、指定寄附、一般寄附の割合は3対7ということでございます。また参考としまして、この5億8,958万円の申し込みの内訳でございますが、さとふるによるインターネット申し込みが約98.3%、残りの1.7%については寄附申込書等でのアナログ方式によるものというふうになってございます。

それから指定寄附の内訳でございますが、右側の上段のほうでございます。それぞれ6分野における指定寄附をお願いしてございまして、このような寄附の状況になっておりまして、ここから経費充当分につきましては42.1%を引かせていただいていると。残りについては、積み立てをしているということでございます。また一般寄附につきましても経費充当分については、その下ですけれども、61.9%が経費充当分として、残りの1億5,728万1,782円という部分については一般財源として今回決算剰余金に含まれるものというふうにしてございます。ちなみに指定寄附の経費充当分の42.1%、一般寄附の分の経費充当分61.9%と、この違いにつきましては28年10月から、これまで経費分は全て一般寄附から出していたものを、10月からそれぞれ指定寄附からも半分出してもらおうというようなやり方に変えてございます。その分で違いが生じているということでございます。

また寄附金の使途の内訳ということで、経費につきましては特産品PR事業が3億2,553万3,768円、それと財政事務経費ということで434万5,200円ということになってございまして、経費につきましては合わせて56%が経費分ということになってございます。残りのうち、ふるさとGENKI応援寄附金基金につきましては1億241万9,250円を積み立て、17.3%、残り一般財源につきましては26.7%の1億5,728万1,782円というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。ちょっとお伺いしたいのですけれども、町長の行政報告がありましたね。その中でいつも何かお聞きしたいとこととかと言ったような、いつもあったような気がしたのですが、きょうはなかったのですがなくなったのですか。

○議長（山本浩平君） この件につきましては、過去はそういうことがあったのですけれども、どういふわけか途中から行政報告に対しての質疑はいつの間になくなってしまいました。それも含めて許可いたします。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） よかったと思ったものですから。はまなす団地の入居者についてずっと災害があるたびに私も駆けつけて職員がバスであそこの入居者を寿幸園に移動させて大変苦勞をされてきました。そこで住人の方も早く安全なところに引っ越しをしたいというお話がありました。なかなか引っ越したい場所と本人たちとの意思疎通ができなくて大変だったということがありまして、ただ毎年のように避難をしていたということで今回全員が東町のほうの日の出団地に入れるようになったということを知りまして、あそこは待機者がたくさんいる中で本当にこの4世帯を全部移動させることができるということは大変ご苦勞されたのではないかと思いますので、よかった、一安心したということと、ご苦勞されたことに対して評価をしたいと思いますので、その点でお話したかったのです。

それと質問に入ります。ふるさと納税は平成8年から始まりまして。それで北海道も平成8年度から始まりまして、このふるさと納税というのは北海道は全国でトップなのです。大体150億円あって、それでトップであり、平成8年からスタートしてから約16倍になっているのですが、白老町は平成8年度の出発のときよりもどれぐらいの倍数になっているのか。それは職員の努力によるものだというふうに、それからインターネットの利用によって、またいろいろな工夫をされてなったと思うのですが、その辺の倍率はどれぐらいになっているのか。かなりの倍率に、白老町は16倍なんてものではないと思いますのでお伺いしたいと思います。

それともう1点、今回国の総務省の4月1日付けで返礼品調達価格を寄附額の3割以下に抑えるようにという通達があったというふうに承知しておりますが、この考え方。この通知書というのは絶対的なものなのか、それとも出されてはいるけれども市町村の考え方によって違った形で実施できるのか、その点ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） まずせっかくですので防災対策について、特に担当課、あるいは担当の理事者から、いろいろご苦勞もあったと思いますので何かコメントがございましたらどうぞ。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいま吉田議員のほうから、評価するという大変ありがたいお言葉をいただきました。きのう、きょう決めたことではなくて、長い年月の中で、災害時における対応は健康福祉課ですとか、いろいろな課が連携しながら対応をしまいった状況にございます。ただ、入居者の方がやはり住めば都ということでその地から離れたくないと、こういう強い意向がございました。しかしながら近年の度重なる高波、高潮等の影響もございまして担当課としては粘り強くお話をさせていただいて、このたびやっとういふ行政報告ができる状況になったということでございます。引き続き入居されて移転される方については、また環境が変わりますから、そういった部分でしっかり見守りを利用しつつ対応はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず1点目の、ふるさと納税の当初からの経緯ということでございますが、本町におきましては、ふるさと納税は平成20年から開始してございます。当初、ふるさと納税をインターネット、ホームページ等に出して募集をさせていただいておりましたけれども、ご承知のとおり当時はそういうPR事業ということではなくて、白老町のサポーターになっていただくということで、例えば広報をお送りするだとかというようなことで応援団になっていただく方々に寄附をいただくというようなことをやってございました。ちょっと正確な数字は定かではございませんが、当初は100万円前後というようなところからのスタートでございました。しかし平成26年の8月から特産品PR事業ということで返礼品をやるということで、その辺から寄附額も伸び、また平成27年度の年度途中からですけれども、さとふるという会社に委託しましてクレジット決済をできるようになったことから、やはり格段に寄附額がふえたということで、27年度におきましては約1億2,900万円の寄附を頂戴したということでございます。また28年度におきましては5億8,900万円ということで、当初から比べると約589倍というようなことでかなり増額になっているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 私のほうから3点目の総務省からの通知文書につきましてお答えさせていただきます。通知文書、絶対的なものなのかどうかということですがけれども、厳密に言うと絶対的なものという捉え方ではございません。ただ、やはり総務省からそういった通知が見直しに向けてありますので、それは通知文書を遵守した形で町としましては見直しに向けて動いていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。これは全体的なものでないと、市町村によって対応が違ってくると、やはりその返礼品によって、もちろん自治体の応援をしようという方と返礼品が楽しみでやっているという方が二通りいらっしゃるというふうに伺っていますので、そういった部分では足並みが揃わないと厳しいのかというふうに考えていますので、そういった働きかけをきちんと総務省のほうもやってくれるのかどうなのか。それは自治体のそれぞれの対応になっていくのか。町としてはどのようにお考えになっているのか、その点を伺いたいのが1点と、それから先ほど経費を含めて56%になっていますね。経費を抜くと4割ぐらいになるのかというふうには思うのですが、町としてこの3割上限ということになってくるとどういった影響が出てくるというふうに捉えているのかということと、それから返戻品の品物も変わってくるのかというふうに、ちょっと金額が下がる可能性がありますので、そういった部分では特産品を用意する方たちとの打ち合わせ等も今後必要になるのではないかと思いますので、その辺どのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まずは総務省からの通知の関係でございますが、やはり国からの指導ということでいろいろな自治体の状況を見ますと、全て押さえているわけではございませ

んが、やはりその周知に沿って見直すという自治体が多いのかというふうには考えておりまして、先ほど森経済振興課長がご答弁したとおり、本町におきましてもやはり足並みを揃えて見直しをする方向で今動いているという状況でございます。また、国におきましては、そういう国の指導に従わない自治体に対しては何らかの指導というようなことも匂わせてございまして、やはり現状そういう見直しをするのかしないのかというような調査も振興局をとおして来たりしてございますので、そういったものに従わない自治体にはその辺の縛りが厳しくなるのかというような押さえをさせていただきます。また、今回その見直しにおいての影響ということで私のほうからお答えさせていただければ、今回56%という経費率でございますけれども、このうち経費にはもちろん商品代もそうですけれども送料も含まれているということで、本来3割というのはあくまでも商品のみということになっておりますので、経費率が全部全て3割になるということではないということでございますし、現在本町におきましてもほかの自治体のような7割、8割のような品物ではなくて、3割、4割という中での今商品造成をしているという状況でございますので、多少その辺の見直しがあったとしても大きく今後の寄附額が落ちると、その見直しによって落ちるということはあまり想定はしてございません。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 見直しに向けたスケジュール的な町としての考え方なのですが、まず来週6月7日に現在返礼品を取り扱っていただいている事業者さんを対象としました説明会を実施いたします。この中で既に商品を事業者さんによってはつくり込んでいて、まだ在庫が残っている事業者もあることを考えまして、町としましては年内は今の商品でよろしいですと、1月1日を基準にして、1月1日以降は返礼品を3割以下でつくっていただきたいということをご説明した上で、ご協力いただけるように説明会でお話したいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに特にお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子議員） ふるさとGENKI応援寄附金のことなのですが、今いただいたこの実績を見させていただきまして、随分いろいろな形で指定寄附なんかもいただいているのだというのが今回わかりました。それでやはりこの返礼品の見直しということも一つ大事なのですが、それ以上に大事なのは、やはりこのふるさとGENKI応援基金というものを、これからも国のほうで継続的に続けていってもらえるようなことを私たちはやはり努力しなければならないのではないかと思います。やはりせっかくしていただいた寄附金をどのようにそれぞれの市町村が使っているのか、寄附されているものを我々のまちではこのように使わせていただきましたと、やはりホームページなり何なりできちんと広報していく努力が必要なのではないかと思います。

もう一つ、それからちょっとこれは指定寄附の内訳についてなのですが、教育とか文化とかわかるのですが、それでは中学校までの医療費の軽減とか、保育料の軽減はこれは福祉になるのか、教育になるのか。例えばアイヌ民族の方々の文化伝承されている方々が地

域の中でいらっしゃいますね。そういう方々への支援というのはこの文化になるのか、何になるのか。やはりその辺がちょっと私はこれを読ませていただいてよくわからないという部分があるのです。そういう中で今 2020 年度に向けて白老町が目指すものはこういうものを目指します。子育て支援はこういうふうを目指しますとか、何かそういう特色をきちんとつけた中で寄附をいただいて、それを上手に使わせていただいていますというようなことがとても大事になってくるのではないかと私は思うのです。過激な返礼品でどうのこうのということもそれも一つありますけれども、もう一つはやはりせっかくいただいた皆さんからの税金でございますから、その辺は上手に使っていると、こんなにうまく使っているというふうな工夫もぜひ考えていただければと思うのですけれども、そこの 1 点だけです。

○議長（山本浩平君） 今回これは報告事項ですので、おそらく検討事項になると思います。今の段階でお答えできる範囲で結構でございます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 貴重なご意見ありがとうございます。現在、国に対しての継続的にこのふるさと納税の制度を続けていただくということに対しましては、たしかにいろいろな今全国的な動きの中で、逆にふるさと納税をやることによって実際の住民税が減っているという自治体もたしかにあるという事実がありまして、もちろん都市部を中心にとということもございますけれども、その自治体の首長さんからはやはり国に対するこの制度の見直しという声が出ているのも事実でございますし、また逆に本町も含めた地方の自治体、都道府県も含めて、やはりこれによって金額、寄附金のみならず、やはり特産品の PR ということでかなりその地域経済が潤っているということも事実でございますので、この辺につきましてはこういうやはり継続していただきたいという声も強いのも事実でございますので、その辺本町におきましてもそのような流れの中でいろいろな場面におきましても、本町の状況も含めてこの制度の継続性というのは訴えていく必要があるというふうに考えてございます。また、今回この参考資料の中で教育から環境ということで種別ということでお知らせしてございますけれども、実際のところはもうちょっと詳しい内容、例えば教育であれば、元気な白老の子供たちの育成のためのというようなフレーズを使ってございますが、今西田議員がおっしゃられたように、この辺の実際使われた内容、どういうものに使われたのかもそうですし、どういったものに本町がこういったものに力を入れたいからぜひお願いしますというような、いわゆる今後増収に向けた働きかけをどのような形でやっていくのかという部分については今年度もその辺は研究をし、今のご意見も賜りながら、この辺の見直しも行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに特にお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 特に専決で今補正があがっていますので、その中で今回整理したということで資料も出ていました。それで資料が総括になっていますので若干伺いますけれども、これから見たら地元で 2 億 5,000 万円、特産品が落ちたということは外貨を稼いだということで地元にとっても経済的にも非常にいいことだと思います。また、その後、ぜひ特産品の開発

をして少しでも多くのふるさと納税がされるようにぜひ努力してほしいと思います。そこでお聞きしたいのは、この中でダブるかわかりませんが、この使える財源が合わせて2億5,970万円ですね。ふるさとGENKIの積立金と一般財源。これは28年度でこの額になると。そこでその歳入はわかりましたけれども、この28年度でこれだけの歳入がありましたけれども、今もう決算やっていると思いますけれども、この額の中で28年度で財源充当して使ったお金、処理していますね。それで差し引いて、見込みをして、29年度でも繰入金、ふるさと納税使っていますね。そしてさらに29年度のふるさと納税をあてにしている。これがなければ非常に事業が執行できない部分があるのですけれども、今言ったように28年度でこのふるさと基金も全部このままの額ではないと思います。この部分使っていると思いますけれども、28年度で積立金、一般財源の2億5,970万円のうち、いくら28年度で消化してしまったのか。そして何ぼ29年度に行くのか。それで29年度当初予算での財源充当を引いたら、この2億5,970万円の全部で今いくらあるのか。その辺をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） お答えいたします。平成28年度の寄附額が基金積立金として1億241万9,250円ということで、これに対しまして28年度に事業に充てた基金は3,614万8,000円でございます。これが実質の基金の取り崩し額になります。差し引きしますと、27年度の現在高も合わせて、28年度末で1億1,323万6,000円でございます。これに対しまして29年度、今年度の予算におきまして、これはあくまでも予算額でございますので、取り崩し額が7,631万5,000円、残り年度末の積立額がゼロと仮定しまして、残りは3,692万1,000円ということになってございます。これに今後寄附額が積み立てて増額になっていくというような状況になってございます。一般財源分につきましては、あくまでも積み立てというような概念がございませんので、あくまでも単年度、単年度で一般財源化されたものについては決算剰余金として、これは処理されるというようなことになってございますので、今後の29年度の見込みについてはまだ想定できないという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは一般財源のほうで聞きますけれども、それでは今一般財源が1億5,700万円ありますから、多分6月の議会の一般質問で出てくると思いますけれども、そこで数字がはっきりわかりますけれども、そのときに繰越金の総額が出たら、それから1億5,700万円引いた分が不用額等々の繰越金というような解釈をしいですか。だから1億5,700万円以上が繰越金で出てくるということですね。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今おっしゃったとおりでございまして、この約1億5,700万円を含めて決算剰余金が出てきまして、それを今後の29年度の繰越金と、あとは財政調整基金等への積み立てというような形になるという状況でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに特にお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報2-1をお開きください。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月31日提出。白老町長。

記、（1）法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

次のページでございます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金16万7,968円

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページでございます。

事故発生状況の説明でございます。

1、日時、平成29年2月2日木曜日午前10時頃。

2、場所、白老町栄町1丁目、公園通り交差点付近。

3、当事者、（甲）、（乙）記載のとおりでございます。

4、状況、平成29年2月2日木曜日午前10時頃、（甲）が帰庁しようとして石山方面から交差点を右折するため、右折指示器を出し停止しようとしたところ、路面凍結により路面左傾斜にそって車体が左に流れ、反時計回りにおよそ150度回転した後、停止した。後方から同じ方向へ進行していた（乙）は、（甲）車両の右折指示器を踏まえ左寄りに進行し追い越そうとしたが、路面凍結により、左に寄ってきた（甲）車両を避けきれず、（甲）車両左後方に衝突した。

5、被害の程度、（乙）車両、左前バンパー、ヘッドランプ、フェンダー等損傷。

6、損害賠償額、本件は、交差点付近で（甲）車両が回転、停止していたところに、（乙）車両が路面凍結により減速しきれず発生した事故であるから、（甲）は（乙）車の修理費用55万9,894円のうち過失割合3割分の16万7,968円を（乙）に対して支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページに事故の現場図面になってございます。黒塗りにしている車両が町の車両でございまして、このように右折しようとして停車しようとしたところ、路面凍結により回転し停止した。そこに後部から（乙）車が衝突したと、こういう事故でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

◎陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第8、陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書を議題に供します。

本件については、平成29年定例会3月会議において議会運営委員会に付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されておりますので委員長の報告を求めます。

吉田和子議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 陳情の審査報告書。本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

記、1、件名。陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書。

2、陳情提出者の住所及び氏名。白老町字石山45番地75、林充紀。

3、審査の経過。平成29年3月7日に再開された平成29年白老町議会定例会3月会議において本委員会に付託されたので、平成29年3月30日に委員会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴くなど慎重に審査した。

4、審査の結果。不採択すべきものと決定。

5、審査意見。本陳情については、提出者を参考人として招致して願意を確認した。その願意として、バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会を開催することにより、真相解明及び再発防止策の検討を行い、町民に開かれた町政への改革に転じることを希望しており、「バイオマス事業については、塩素濃度についてどのような判断で事業を実施したのか手続過程の解明、また第3商港区事業については、公の港湾であることから企業から念書等を徴求しないで事業実施したことの過程に不作為があり、百条委員会を開催して一連の真相解明を行っていただきたい。」とその考えが示された。

この願意に関する議会の議論過程は、これまでに本会議及び委員会等において、バイオマス

事業の塩素濃度及び第3商港区事業の関連企業とのかかわりについて、幾度も質疑議論を行い解明してきた。さらにはバイオマス事業実施の事実関係について町の責任を追及した結果、町側は謝罪した経緯もある。

このことから、2事業については今後の動向を注視していく必要性は認めるが、これまでの議会での町側との質疑等により事実関係が解明されていると判断できることから、百条委員会の設置には至らないとして、本陳情については不採択とすべきものと決定した。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員会委員長から報告がありました。この委員長報告について質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書。

委員長報告は不採択でありますので、陳情書に対して採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（山本浩平君） 全員反対。

よって陳情第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長により、念のため申し述べておきます。明日、6月1日から6月30日までの間は、休会となっておりますので、ご承知願います。

せっかくですので若干議長の報告をさせていただきたいのですが、皆様のご承認を得まして先だって伊達政宗公の450周年生誕の青葉まつりに町長と2人でまいりました。そのときに伊達藩のいろいろゆかりのある藩が全国各地にございまして、四国の愛媛県宇和島市、あるいは米沢市、これは山形県でございまして、それぞれゆかりのある人たちの首長が集まって記念トークを行いました。私どもの戸田町長もそのトークを行ったわけでございまして、その中で奥村仙台市長が前にこのロシアの南下政策から名乗った伊達藩の方々のお墓が白老にもございます。そのお墓をちょうど雨の中ではございましたけれども、懸命にお線香を上げていただいたときのお話をされて、これだけ白老の方々伊達藩の先祖の、我々の先祖の人たちを今でも守っていただいているのだというお話をそのトークショーでされたときに、かなりの

会場、満席、立ち見も出ていたのですけれども、その話をされたときにほかの首長の話よりもそのときの拍手、われんばかりの拍手が仙台市民から起こったということを皆さんに申し述べておきたいとともに、前議会の中でたしか氏家議員だと思いますけれども、これは予算も関係あることですので、これはやはり歴史的建造物というのは、我々思っている以上に価値のあるものだ。仙台の方々が非常に白老町民に対して、震災のときのこともあります。非常に感謝をしているというのがもう肌で感じました。そういった意味で復元に向けて、これは国や道の協力も得ないと単独ではできないとは思いますが、そういったことも含めて、今まで以上にそういう協力関係というものを、青森県もありますけれども、強めていくということも必要だというふうに感じましたので、この点について報告をさせていただきたいと思えます。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時11分)